

## 令和4年 北秋田市農業委員会 第9回総会

1. 開催日時 令和4年9月15日（木） 午前9時00分から

2. 開催場所 北秋田市民ふれあいプラザ（コムコム） 1階 多目的ホール

3. 出席委員（36名）

1番 若松 一幸	2番 長岐 正	3番 長崎 成人
4番 佐藤 政信	5番 成田 博幸	6番 澤藤 匠
7番 武石 修一	8番 伊東 誠子	9番 三澤 敏行
10番 杉 渕 光則	11番 佐藤 利子	12番 宮腰 文義
13番 齊藤 富美雄	14番 佐藤 稔	15番 佐藤 邦久
16番 木村 正彦	17番 藤島 喜美男	18番 堀部 栄一
19番 金 俊英	20番 武田 響一	21番 近藤 裕太
22番 檜 森 正	23番 土濃塚 謙一郎	24番 佐藤 茂延
25番 伊藤 鶴一	26番 三沢 博隆	27番 鈴木 豊
28番 簾 内 豊	29番 中嶋 力藏	30番 堀部 聡
31番 佐藤 篤史	32番 松橋 利彦	33番 三浦 和憲
34番 金田 悦子	36番 長岐 一志	37番 後藤 久美

4. 欠席委員（0名）

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	令和4年度農地パトロールの結果について
第 3	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第 5	議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第 6	議案第41号	令和4年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について

7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公 信

主査 佐藤 裕 和

主査 疋 田 憲 匡

## 8. 議事録署名委員

22番 檜 森 正 23番 土濃塚 謙一郎

## 9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和4年 北秋田市農業委員会 第9回総会を開会いたします。</p> <p>始めにご報告いたします。本日は全員出席により本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>会長あいさつ（ 省略 ）</p>
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>議席番号 22 番檜森正委員、23 番土濃塚謙一郎委員にお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 令和4年8月分会務報告。</p> <p>（令和4年8月分会務を報告）</p>
議 長	<p>会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。</p>
議 長	<p>次に報告第2号「令和4年度農地パトロールの結果について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p>

報告第2号 令和4年度農地パトロール（利用状況調査）について、調査結果をご報告いたします。

詳細は、担当より説明申し上げます。

（資料の説明）

議長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議長 質問等がないようですので、次に進みます。  
議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをお開きください。  
議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。  
令和4年9月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

（受付番号1番を朗読）

以上、1件、合計面積2,000㎡となります。

なお、この件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。  
議席番号19番金俊英委員からお願いいたします。

19番 19番の金です。受付番号1番を報告させていただきます。  
調査日は9月7日、調査員は13番齊藤富美雄委員、18番堀部栄一委

員、21 番近藤裕太委員と私、事務局から日下部局長、佐藤主査、疋田主査の計 7 名で行いました。

受付番号の 1 番は資料 5 ページから 7 ページになります。

6 ページを見てください。

申請地は合川の下道城集落のすぐ傍にありました。周辺及び申請地は水稲が作付けされており、何ら問題はないと見てきました。以上です。

議 長 議案第 38 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 38 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第 39 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 8 ページをお開きください。  
議案第 39 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和 4 年 9 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以上、1 件、合計面積 451 m<sup>2</sup>となります。

ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号 18 番堀部栄一委員からお願いいたします。

- 18 番 18 番の堀部です。受付番号 1 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程金委員が報告したものと同様です。受付番号の 1 番は資料 9 ページから 13 ページになります。10 ページを見てください。申請地は米畑集落のちょうど中程にありました。追認の許可申請です。申請地は現在一般住宅として長年利用されてきたようでしたが、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。以上です。
- 議 長 議案第 39 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。
- 議 長 ここで事務局より資料の追加説明をお願いします。
- 事務局 13 ページに顛末書を添付しております。同様の案件については、これまでも提出があったわけですが、内容の説明のみで審議資料として添付してきませんでした。ご審議の参考としていただきたく、今後も資料として添付する予定としております。
- 議 長 これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。
- 30 番 30 番の堀部（聡）です。これまでも追認案件の度に少し疑問に思っていました。救済的な措置であるにも関わらず、後で申請すれば何とかなるという考えを改める意味でも、審議資料として添付して頂くことはありがたいです。
- 15 番 15 番の佐藤（邦）です。昭和 48 年当時から一般住宅に供されていたようですが、今になって発覚した経緯をもう少し詳しく教えてください。
- 事務局 祖父が建築し母が相続した建物に住む娘夫婦が、火災保険を掛けるため手続をすすめる過程で、土地が農地のままであったことが判明したようです。保険加入には登記の不一致を解消する必要があるため、今回の追認申請に至ったものです。

議 長

その他ご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 39 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見  
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 14 ページをお開きください。  
議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見につい  
て。  
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見  
を求める。  
令和 4 年 9 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

( 受付番号 1 番を朗読 )

以下、受付番号 3 番まで、合計面積 7,298 m<sup>2</sup>となります。  
ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行  
なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。  
議席番号 13 番齊藤富美雄委員からお願いいたします。

1 3 番

13 番の齊藤です。受付番号 1 番から 3 番を報告させていただきます。  
調査日と調査員は、先程金委員が報告したものと同様です。  
まず、受付番号の 1 番は、資料は 15 ページから 19 ページになります。  
16 ページを見てください。  
申請地は「ケアタウンたかのす」のすぐ近くにありました。申請地の田  
は作付けせず保全管理されており、一般住宅への転用にあたって周辺の  
農地に影響はないものと見受けられました。

次に、受付番号の2番と3番ですが、関連がありますので併せて説明します。資料は20ページから24ページになります。

21ページを見てください。

申請地は七日市の大畑集落のすぐ奥にある田で、砂利採取のために一時転用したいというものでした。現地で借受人に聞き取りを行い、昨年も今回の申請地の隣の農地で砂利採取を行ったことを確認しました。復元計画も提出されており、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。以上です

議 長 議案第40号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

3番 3番の長崎です。受付番号1番についてですが、以前も審議したような気がします。経緯を説明願います。

事務局 7月総会にて農振除外の案件として審議いただきました。その後市において農振除外が決定したため、転用申請が可能となったものです。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第40号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第41号「令和4年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書25ページをお開きください。  
議案第41号 令和4年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について。

令和4年度農地パトロール(利用状況調査)で判定した次の土地につい

て、農地法第2条第1項の「農地」以外の土地であるか判断を求める。  
令和4年9月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(整理番号1番を朗読)

以下、45ページの整理番号115番までの115件、合計筆数295筆、合計面積427,105㎡となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

続いて、補足事項について、担当より説明させていただきます。

(資料2、資料3を説明)

議長 事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

30番 30番の堀部(聡)です。非農地判断について、ただ書類を送って書いてもらうだけでいいのでしょうか。強い疑問を抱きます。代々受け継いだ農地の地目を変えるには、地域等へ出向き説明の上書類を提出してもらうなど配慮が必要と思います。

事務局 農業委員会が現状を確認の上非農地として判断するもので、異議があれば農地として復元の上利用するという意思表示をいただく内容になっております。

議長 突然、「農地ではありません」という一方的な通知ではなく、丁寧に説明すべきという趣旨のご意見かと思えます。

30番 事務的には問題ないという回答かと思えますが、せっかく地域毎に農業委員もいることですし、対象者が説明会に来る来ないは別にして、説明の場を設けるなどの丁寧な対応もいいのではないかという意見です。

議長 農業委員会で勝手に判断したと思われないう、これから耕作する予定や意思はあるのか聞いた上で、なければ非農地と判断しますという対応が良いのではというお話しかと思えます。

事務局 今回審議対象となっている場所は、完全に山林化しているところや農

地として利用が困難なところでは。

30番 通知を出す前に直接意向を確認してあげた方が親切ではないかという意見です。

事務局 そのとおりですが、今回通知する殆どの土地は、昨年度の利用意向調査等の対象となった箇所等で、一度所有者からは何らかの意思表示があったものです。農地の状況は既に把握されているはずですので、突然の内容と認識する人はほぼ居ないと思われま。そういったことから、問い合わせ等についての個別対応としたいと考えております。

25番 25番の伊藤（鶴）です。これまでは農業委員会の判断後、所有者本人が地目変更登記を行うこととしていたが、市長の職権による地目変更の申し出により地目変更するなど、非農地判断の仕方も含め新しい取り組みが行われることとなりました。農業委員の活動が重視されてきている中で、地域に密着した話し合いも必要な部分なので、堀部委員が言われたように、非農地判断も変わってきていますとか、農地の活用がこうなってきましたとか説明していく必要があると思っています。そうした意味でも非農地判断をきっかけに一度説明会等を農業委員会として開催する、動いてみるのが、今後の人・農地プランの話し合いを進めるうえでも入り易くなるのではと考えます。

事務局 これまでの人・農地プランが先の5月に地域計画として法定化されました。地域計画策定にあたり、市町村は、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施することとなっております。農業委員会は目標地図の素案を作ることとなっておりますが、まずは市が主導し地域ごとに全体像を説明する場が必要となります。今回の非農地については単独の説明会ではなく、計画の中で農業上の利用が行われる区域と保全等を進める区域に整理することを踏まえ、全体像の中で整合を図る必要があると思います。スケジュールに関しては、つい先日イメージが示されたばかりですが、それによりますと、来年度の早い時期には説明の場を設けることが必要となるかと思っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

議長 今、堀部委員や伊藤委員が言われたことは、非常に大事なことです。こ

れまで地域を巡回する説明会等は実施したことがなかったわけですが、法的にも農業委員会の仕事が変わってきていますので、その辺も含め、全集落は無理ですが、例えば旧選挙区ごとなどでの説明会開催を検討したらどうかと思います。以前、女性農業委員の方々が紙芝居を用いて廻った、あのイメージが良いのではないかと考えます。その際は、地域の農業委員にも参加いただきたいと思います。事務局で案を検討してもらい、後日報告したいと思いますがいかがでしょうか。

1 番 1 番の若松です。私は、各地域での非農地判断に関する説明会や一人ひとりに持参して説明するというのは現実的ではないと考えます。説明会では参加される人は限定的だと思いますので、それよりは、広報やホームページに掲載、人が集まる場所での周知、或いは人・農地プランの話し合いの場面など機会をとらえてできるだけ多くの人に周知を図るほうが現実的と考えます。非農地通知については、前段で意向調査等があり、いきなり通知されるものではないので、説明会等までは必要無いと思います。

議 長 広報に載せて済むのであれば委員の負担も減りますが、それでいいのかということだと思います。書類を見て理解できる人はもちろん居りますが、耳で説明を聞いて理解したという人も居ると思いますので、そういう機会を設けるのも一つの方法だと思います。皆さんの判断にお任せしますが、いかがでしょうか。

2 4 番 24 番の佐藤（茂）です。若松委員が言われたとおり、非農地通知については、いきなり通知するものではなく、何年も前から連絡しながら、改善も促しながら今回に至ったものですので、これで良いと思います。

各地域での話し合いは、人・農地プランなどの話し合いの場に参加することは大切と思いますが、例えば農協の座談会を見ますと、人がなかなか集まらない現実がありますので、もし実施するのであれば、できるだけ多く参加していただけるよう手立てを講じる必要があると思います。説明会等は切り離して考えるべきと考えます。

議 長 その辺も含め検討したいと思います。その際は、各小委員長及び副会長の意見も伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 41 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。  
以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもって9月の定例総会を閉会します。